

# 成年後見制度について 1

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

## < 制度の概要 >

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

### 1. 法定後見制度

法定後見制度は、本人が既に、判断能力が不十分、著しく不十分、または判断能力が欠けている状態が通常な状態となってしまった場合に、本人を保護し、支援する制度です。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

### 2. 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

任意後見契約は、3つ類型があります。

①「将来型」…今は大丈夫だが、将来、判断能力がなくなった時に備える契約方式

②「即効型」…判断能力に衰えがみえ始めた人が備える契約方式

③「移行型」…判断力が衰える前から財産管理などを代理人に任せる委任契約と任意後見契約がセットになった契約方式

(平成 24 年 7 月)